

## 第十三章 佐竹氏の秋田移封

天正十八年佐竹氏が常陸を統一して以来十年間、平穏な時が流れ、諸制度も次第に整ってきた水戸の歴史に、一大転換をひき起こしたものが関ヶ原役である。関ヶ原役は徳川時代史の幕を開くとともに、水戸史の歩みをも急に新たな時代へ向かわしめた。すなわち領主佐竹氏が関ヶ原役の際の消極的な態度を咎められて、秋田へ移封されたことが、郷土の歴史転換の直接の動機となったのである。

本章では、関ヶ原役における佐竹氏の消極的な行動を解明し、かつ秋田移封の際の郷土の情勢を記述する。関ヶ原役の際には、複雑な利害の関係や親疎の関係によって、多くの大名が去就に迷った。この時、関東の名族佐竹氏は、江戸の徳川氏、会津の上杉氏両敵対勢力の間に立ち、かつ上方の石田三成と親交を結んでいたから、その向背はすこぶる微妙であった。この点から水戸の歴史は、天下分け目の戦いの大渦に捲き込まれることとなったのである。しかも波及するところは、ただ戦局だけでなく、当代の政治の動向にまで深く及んだ。その上、この戦いの結果、賞罰による諸大名の移封がしきりに行なわれたが、移封は加増移封であろうと削減移封であろうと、大名の領国支配の体制に画期的な転換をもたらした。とくに、佐竹氏のように鎌倉時代から居付きの旧族大名は、土着性が強かったから、佐竹氏が多くの家臣およびその家族等を引き連れて遠く異境に移り去ることは、常陸武士団の大移動として、その内部組織に動揺をひき起こしただけでなく、また郷土社会の旧制を一新し、兵農分離を促進した。これらの意義に留意しながら、関ヶ原役前後の情勢を詳しく説明しよう。

## 第一節 関ヶ原役と佐竹氏

### 秀吉死後の争い

慶長三年（一五九八）八月八日秀吉死後の勢力関係をみると、遺命によって五大老の筆頭徳川家康が伏見で政務を執り行ない、前田利家が大阪城で幼主秀頼を補佐し、その他の大老宇喜多秀家・毛利輝元・上杉景勝が加わって協力し、五奉行前田玄以（げんい）・浅野長吉（長政）・石田三成・増田（ました）長盛・長束（なづか）正家が庶務を分担する体制（五大老五奉行制）が成立していた。しかるに、家康はたちまち政権の奪取を企てて諸大名を懐柔し、秀吉取立の大名の間に起こった武将派と文吏派との対立を利用して、加藤清正・福島正則以下有力な武将たちを手なずけて勢力を拡大した。これに対抗して、石田三成は豊臣政権を守るため、文吏派の中心として画策し、前田利家の声望に頼って家康を抑えようとしたが、慶長四年閏三月利家が病死したので、勢力の均衡が破れ、三成は近江佐和山の居城に引き籠り、五奉行の列からしりぞいた。利家の後は子の利長が継ぎ、大老の列に加わったけれども、親ほどの威望はなく、謀叛の風説を口実に屈服せしめられて、母を証人に取られた。家康は翌五年四月、会津の上杉景勝が挙兵の準備をしているとの情報を得て、上洛を命じ、景勝がこれを拒絶したので、その五月、諸大名に会津征伐の指令を発し、翌月十八日伏見を立て、七月二日江戸に帰った。一方、佐和山の居城で密かに家康打倒の策をめぐらしていた三成は、家康の帰国をみてただちに大阪に乗り込み、毛利輝元・宇喜多秀家等を抱き込み、遠く上杉景勝と通謀して家康挾撃を計った。

こうして東西にまき起こった戦雲は、上杉氏の宰臣直江兼続と石田三成の策略によるものだという解釈がある。また、これとは逆に、家康

が三成らの挙兵を誘発するため、わざと景勝を挑発して東西呼応の態勢を作らしめたという解釈もある。しかし、上杉氏は慶長三年越後から会津へ移ったばかりで、新領国支配の体制がまだ固まらず、しかも慶長五年二月新城郭の築造に着手しているので、この不利な状態で早くから家康打倒の策を進めたとは考えられない。また、家康と景勝との交渉の経過をみると、家康とて最初から両面作戦を望んでいたのではなく、前田利長に対して成功したと同様に、景勝にも圧迫を加えて屈服を求める手段を取ったが、景勝が前田のように屈しなかったので、武力行使に踏み切ったのである。権力争いが戦争へ発展するときは、たがいに相手の出方次第で和戦の気運が渦巻きつつ、ついに破局に突入するものであるから、少なくとも会津戦が最初から筋書き通りに起こったと予定解釈し、その解釈に合わせて関係諸大名の態度を論議することは不当であろう。この戦後における佐竹氏の消極的な態度もまた、当時の複雑な勢力関係と情勢の急激な展開の中に観察すると、そのやむを得なかった立場を理解できるのである。

佐竹氏の当時の領地は五十四万石余で、全国では第八位（徳川二百五十五万石・毛利百二十万石・上杉百二十万石・前田八十三万石・島津六十万石・伊達五十八万石・宇喜多五十七万石の順位）を占め、さらに陸奥平の岩城氏（十万石）、同相馬氏（六万石）、常陸下妻の多賀谷氏（六万石）などが佐竹の与力（よりき）大名であった。その上佐竹氏は鎌倉時代以来、居付きの名族で徳川氏の本拠に近接していたから、関東地方では徳川氏に目ざわりな一大勢力であった。そして天正年間では、家康の娘が北条氏直に嫁して両家が姻戚であったのに対して、佐竹氏と北条氏とは始終対抗しつづけた間柄である。このような事情で、北条氏滅亡の後でも、徳川・佐竹の間に懇親の関係がとくに結ばれたことはない。これとは反対に、佐竹・上杉の間は、義重・謙信以来、北

条を共同の敵として協力した仲である。そして佐竹義宣は天正十八年の常陸統一以来、常に石田三成の支持を受けて有利に地位を高めたので、両者の間はきわめて親密であった。

他方、これらの関係と伊達政宗の立場とは全く違っていた。政宗は義宣と陸奥会津・仙道地方（現在の福島県）の雄を争い、天正十七年、義宣の弟芦名義広（盛重）に勝って会津を奪ったが、秀吉の咎めを受けて会津を没収され、北方の岩出山に移された。義宣の常陸統一が秀吉の承認を得たことにくらべて、全く不遇であった。この不遇な立場を秀吉に執り成してくれた者が家康であったから、政宗はその後も常に家康と連絡を取るようにしたが、石田には取り入らなかった。その上、政宗は上杉景勝が佐竹義宣と呼応して芦名義広を助けたことを恨み、慶長三年には伊達家の本領米沢・福島などが上杉領となったので、ますます心中に含むところがあった。

以上の複雑な勢力関係から考えれば、佐竹氏は上杉・石田の線に結び付き、徳川・伊達の線には連ならない立場にあった。

## 義宣、三成を救う

義宣は東国の重鎮ではあるが、中央の政局に権力を争う地位に在ったわけではない。しかるに三成との縁故から、はからずも慶長四年の政争の渦中に捲き込まれて、三成を武将派の攻撃から救い出す役割を演じた。

慶長四年閏三月四日（前田利家病死の翌日）、加藤清正・福島正則・浅野幸長・加藤嘉明・池田輝政・細川忠興・黒田長政ら武将たちが大坂の石田邸を襲って三成を討とうと企て、危機が迫った時のことである。伏見邸滞在中の義宣はこの情報を聞くや、ただちに相馬義胤と東義久（中務大輔）とを石田邸に遣わし、自らも大坂に乗り込んで宇喜多

秀家とも相談の上、三成を自分の駕籠に忍ばせ、自ら馬上でこれを守って伏見に連れ帰った。事は内密に取り運ばれたので、供の士も石田同道とは気付かないほどであった。三成は翌日、家康に保護を求めた。三成の大坂脱出を知って後を追って来た武将たちは、家康に三成の引渡しを請うたが、家康は彼等をなだめ、子の結城秀康をして三成を大津まで送らせたので、三成は無事に佐和山の居城に帰ることができた。

義宣は三成救出につき、家康に釈明しようとしなかった。そこで、義宣の茶湯の師古田織部が同じ千利休門下の細川忠興に頼んで、義宣の立場を家康に言い分けしてもらい、家康の了解を取り付けた上で、義宣の家康邸訪問を勧めた。そこで義宣は、事件以来はじめて家康に面会し、その寛容を謝したという (1)。

この事件については、徳川時代の諸書にいくらか異説もあるが、義宣が三成救出の主演を演じたことは確かである。なお、家康が翌日、子秀忠をして佐竹邸に答礼せしめたと、佐竹家の家譜に伝えているが、秀忠は当時江戸に在ったから、この事は誤伝である。また細川忠興が義宣と家康との間をとりもったことは、細川家の記録では確認することはできない。

さてその後の義宣は、この年八月初め頃、伏見を出立して水戸に帰った。七月二十三日、国元の家老和田昭為(安房守)・人見藤道(主膳)に送った書状(2)に、「昨日城(伏見)へ参ったところ、内府(家康)から国元へ下向して休息するようにいわれたので、来月初めには発途する所存である。東海道を下るから、伝馬百駄ほど用意し、小田原まで廿騎ほど出迎えよ。また江城(江戸)へもすぐ下るつもりである。」と記している。そして九月五日、江戸在城の秀忠が東義久に送った書状(3)には「先度侍従殿(義宣)が此元(江戸)に御出のところ、早々御帰路にて御残り多く思う。それで島田次兵衛(利正)を見舞に差し上

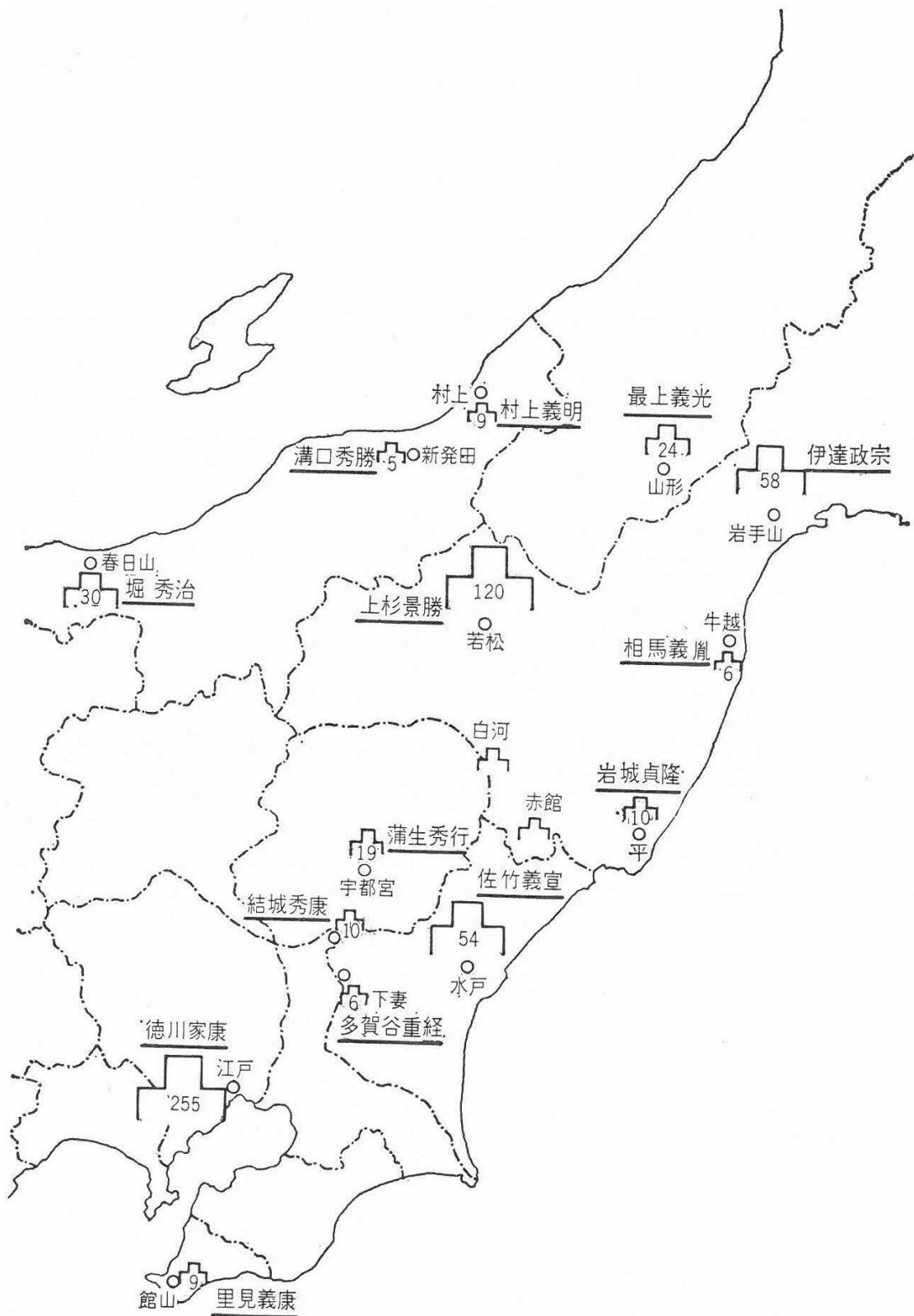
げる」とある。佐竹家の家譜には、義宣が江戸の宿館で秀忠の手厚い饗応を受け、当麻（たいま）の刀、狩野古法眼の保元平治合戦図・時服・馬を秀忠に贈り、秀忠から答礼として左文字（又は長光）の刀と時服・馬を贈られ、弟の岩城貞隆・老臣の小貫頼久（大蔵）たちも刀・時服などを贈答したこと、秀忠みずから千住駅まで見送り、島田利正を松戸川の船渡に遣わして馳走させたことを記している。秀忠の見送りは信用できないが、その他の義宣厚遇の事は確かであろう。

一方、上杉景勝もまた八月に東海道経由、上方から帰国した。しかし路次、江戸へは立ち寄らなかったため、秀忠は八月十四日に帰国途中の景勝に使者を遣わして、「江戸は道筋に程近いから御立寄り下されることと思っていたが、すぐに御下りの由で御残り多い。久々の御帰国だから御急ぎは尤ものこととお察しする。」と見舞状（4）を送った。家康もまた九月・十月・十一月、たびたび景勝と音信を通じ合い、上方の無事、会津の普請などをしらせ合っている（5）。

これらの事情から考えると、徳川・佐竹の間柄は三成救出事件のため不快となることはなく、徳川・上杉の間にも緊張した空気は流れていなかった。したがって東国の空にはまだ暗雲は現われず、慶長四年が暮れた。

## 陸奥赤館出陣

慶長四年秋九月、領主の帰国を迎えた水戸では、新しい年が明けて慶長五年となった。城郭の修築も、侍屋敷・町並みの拡張も、この頃までには大いに進捗していたから、水戸の士民は新装の成った城下の正月を平穩に送ったことであろう。



第 1 図 関東・奥羽の大名配置

慶長五年の状況，＝内の数は石高（万石）

その春、義宣は再び上洛した。同じ頃、伊達政宗は陸奥岩出山から、最上義光（あき）は出羽山形から前後して上洛した。だが、上杉景勝ひとり会津に引き籠って、出て来ようとしなかった。三・四月の頃には、すでに上方および会津の隣国では、景勝征伐の風説が流れ情報が飛んだ。その頃、政宗・義光などは会津方面の情報を求めているから、義宣もまた成行きを注視し、情報を集めたことであろう。しかし彼が当時、三成・景勝と通謀した証拠は何もない。三成との連合は、当時ではまだ出来ていなかったと考えられる。

六月六日家康が定めた会津討伐の戦略では、〔白河口〕家康・秀忠および東海・上方の諸大名、〔仙道口〕佐竹義宣、〔信夫口〕伊達政宗、〔米沢口〕最上義光その他出羽の諸大名、〔津川口〕前田利家・堀秀治その他越後の諸大名という配備で、四方から会津を制圧する方針であった。この命令を伏見で受けた義宣・政宗・義光等は、六月十六日頃、前後して帰国の途についた。義宣はその月末には、水戸に到着したであろう。したがって真夏の水戸城下では、軍触（いくさぶれ）に応じて馳せ参じた兵馬で、騒然たる景況を呈したに違いない。

義宣が軍法十一箇条（6）を触れ出したのは、七月十五日である。その概要は

- 一、喧嘩口論は堅く停止する。違反者は理非を論ぜず両方共成敗（斬罪）する。傍輩知音（ほうばいちいん）（友達知合）の好（よしみ）（縁故）で加担する者は、本人よりも曲事（くせごと）（違法）であるから、嚴重に成敗する。もし後日に判明した場合でも、その主人の曲事とする。
- 一、先手に理（ことわり）なく武見（ものみ）として出ることを停止する。



- 一、下知（げち）（命令）に背いて、たとい功名を立てても、軍法に背いた以上成敗する。
- 一、人数押し（行軍）のとき傍道してはならない。みだりに通る者は成敗する。
- 一、諸事奉行人の指図を守らない者は成敗する。
- 一、味方の地で放火濫妨狼藉（らんぼうろうぜき）をする者は成敗する。
- 一、陣中で馬を取放すことは曲事とする。
- 一、小荷駄押し（兵糧運送）は軍勢に混入しないように申し付けること。みだりに混入する者は成敗する。一手ずつ集めて、それぞれ奉行を付けること。
- 一、諸商売押買狼藉を停止する。違反者は見付け次第成敗する。
- 一、他国衆と寄合うことは停止する。もし用所があれば、主人へ断わること。陣中の見物は停止する。違反者は見付け次第成敗する。
- 一、諸勝負（勝負事）は堅く停止する。違反者は見付け次第成敗する。



第二図 伝佐竹義宣甲冑（八幡秋田神社所蔵）

この軍法が出された頃、佐竹軍の先鋒隊は水戸を出立して岩城境いに向かったであろう。義宣は七月二十一日、出発して石那坂（日立市石名坂町にある急坂）を越え、多賀郡に陣して、全軍の集結と情勢の偵察を行なった。

一方、徳川軍の先鋒諸隊は七月十三日江戸出立、ついで秀忠が前軍を率いて十九日に出立し、家康はその二十一日に出陣して、二十四日には下野小山に本陣を設けた。その頃、先鋒部隊は那須の佐久山・太田原に進出し、秀忠は宇都宮に陣した。

義宣は多賀郡で家康江戸出発の報を聞き、進んで南関を越えて陸奥南郷（福島県東白川郡・石川郡南部）の地に入り、東館・伊香・台宿を経て赤館城に陣した。南郷は佐竹領であり、赤館は棚倉（福島県棚倉町）の北方に近く（現在棚倉町上台）、南郷の鎮城である。義宣の赤館着陣は七月二十六、七日頃であろう。彼は最初赤館の先まで先遣隊の進出を命じたが、二十四日（子刻（ねのこく））と書状にあるから頁夜中十二時頃）、須田盛秀（美濃守）に指図して、後続部隊が赤館以北に進出することを差止めた（7）。須田盛秀は、陸奥須賀川城主二階堂盛義の重臣であったが、天正十七年主家が伊達政宗に滅されたので、佐竹家に仕えた。彼の旧領は赤館に近い所であるから、この方面先遣隊の主将となったのであろう。この須田宛二十四日夜の指令は、上方の奉行等から家康討伐の触状が届いたので、急いで出したのではなかろうか。

上方では七月十七日、毛利輝元・宇喜多秀家・前田玄以・増田長盛・長束正家が連署して、十三箇条の家康弾劾状を諸大名に出して旗を挙げた（8）。家康は江戸出発の二日前の十九日に増田長盛の書状（七月十二日付）を受け取って、石田三成出陣のことを知った。長盛は家康に内報した五日後には、家康弾劾の仲間に加わったわけである。その二十三日、家康は下野小山に赴く途中、下総古河から山形の最上義光に書

状を出して、上方の奉行等が触状を出したことを報せて、自重を命じた。そして翌二十四日夜、伏見城留守の鳥居元忠から、上方勢の発動の様子と伏見城死守の決意とを記した書状が、小山の陣営に届いた。続いて二十五日朝には、伏見城攻撃を受く、との飛報が入った。上方軍の伏見城攻撃はその十九日のことである。

この通報事情から推考すると、義宣もまた多賀郡内のどこかで、二十四日夜半に上方の触状を入手し、急ぎ前進停止の指令を発したことは確かであろう。義宣家譜の説明では、上方から家康弾劾状を持参した者を連歌師兼如（けんによ）としている。兼如は猪苗代兼載（けんさい）の子孫で、兼載と共に連歌道で名高く、陸奥猪苗代氏（会津芦名氏の族）の一族であるから、東国の諸大名と親しかった。磐城風土記には、兼載が磐城在住中の妾腹の子が兼如であると記され（これは誤伝）、平城下の桜町に兼如園の遺跡を伝えている。したがって兼如使者説は無根の説ではあるまい。なお、義宣はこの触状を受け取るや、ただちに一族宿将を集めて去就を議したが、石田方に応ずべしとするものと、徳川方に付くべしとするものと両論が対立し、東義久は徳川方を主張したが、なかなか決しなかった。義宣は石田方・徳川方どちらが豊臣家のための義兵であるか、しばらく見定めてのち方針を決定するといつて、形勢を観望することとした。これも義宣家譜の記事である。しかるに義宣は七月二十三日・同二十六日両度、三成に書状を送っている。その内容は八月七日付三成の返書（9）から推察すると、石田と相互の情勢を詳しく報せ合ったものである。その上、これが最初ではなく、二十三日以前から、すでに連絡していたらしい。増田長盛・長束正家が八月一日真田昌幸に送った書状（10）に「景勝・佐竹可為一味候、其子細者（さいは）、此中内証承候」とあるから、遅くも二十三日の書状で石田との協力を約束し、戦略につき情勢を検討したとの解釈は無理ではあ

るまい。そしてこの協力は野望のためではなく、全く豊臣家の永続のためであって、道義を踏み誤らないこと、家康に対する態度も秀頼次第であることを、義宣の重臣たちも理解していた。それは七月二十九日、水戸の小貫頼久が伏見留守居太繩義辰（讃岐）に送った密書（11）に「万事増右（増田右衛門尉長盛）様御意次第に可然候事」「御筋目ちかい不申候やうに可有之候間、可御心易候」「内府様へもとかく秀頼様次第に候」といっているので明らかである。このような決意を内に秘めて、表面では形勢観望の態度を取ったのであろう。

この時期における上杉方の動静を見ると、白河口を決戦場と定め、七月中旬までに白河・長沼方面に兵力を展開し、その二十二日、景勝自ら若松を出発して長沼に陣した。他方、信夫口の伊達政宗は二十一日に本拠北目城を発して、上杉の属城白石を攻め、二十五日に陥落せしめた。政宗はかねて伊達・信夫地方の旧領回復を望んでいたもので、戦意強く攻勢を取ったのである。しかし伊達軍以外、会津四境の諸大名の兵は上杉軍と接近せず、家康もまた上方の動きを重視して、諸軍が会津に向かって攻勢に出ることを差し止めた。

このような七月下旬の状態の中に、佐竹氏と上杉氏との間には連絡が付いていたに違いない。関ヶ原の戦記などでは、佐竹・上杉は牒（しめ）し合わせて、家康が白河を越えるのを待って挟撃する戦略を定めたが、家康の西征によって戦機を逸した、と伝えている。この時期に挟撃戦略まで定めたか否かはわからないが、二十四日から二、三日の間に、佐竹から上杉氏に最後の決意を示し、協力を求めたことは確かである。その真相は次に説明しよう。

## 密謀

家康は七月二十五日小山に諸将を集めて去就を決せしめ、戦略を練

り、味方の増強を計った。その戦略では、自ら東海道を攻め上り、秀忠を中仙道に向かわせ、結城秀康を宇都宮城の留守居として白河口に備えさせ、会津四境の諸軍と共に自重して攻勢を取らぬように指図した。そして会津戦略でかれがもっとも憂慮したのは佐竹軍の向背であったから、下野の諸大名をして佐竹軍に備えさせると共に、義宣に忠誠を求め、その弟の芦名盛重・岩城貞隆、または妹（のち京都の高倉永慶室、自称院）を証人として差し出すことを命じた。

当時、義宣の父義重は太田城に在り、母と妻子は伏見に在った。義宣家譜によると、義宣は家康の使者古田重勝・島田利正に答えて、「家康の軍は秀頼に代わって東征したものである。自分も家康と同じく秀頼に忠誠を尽すものであるから、母と妻子を故太閤の時から伏見に証人として出している。今更、別にどうして人質を家康に献ずる必要があろう。家康に対しては敵対の心は更にはない」といった。古田・島田等が使いた日は二十四日、または二十八日と伝えられるが、両度使いたとの説もある。その後八月十日、義宣は父義重の意見を聞き入れて川井備前を江戸へ（一説には、九月二十四日、家康西下の途中、伊豆三島へ）遣わし、石田・上杉に味方せず、赤館に在って上杉軍の関東進撃を防ぐことを約したので、家康は悦んで使者川井に茶釜を与えたとも、義宣家譜に記されている。しかるに何ぞ知らん、義宣は家康の証人要求を断わると間もなく、上杉方に急使を送ってこの事を告げ、家康と手切れを予想して、上杉方の援兵を求めたのである。

「佐竹より使者昨日罷越（まかりこし）候、従（より）義宣如（ごとく）御断者（ば）、今度上方之儀に付而、内府より証人請われ候得共、不通（ふつ）と申切候条、定而手切可有之候、左様に候者（ば）、御加勢申請度との叟（こと）に候条、此儀は深々請合、使者返し申

候、可御心安候、」 (八月五日岩井信能宛直江兼続書状 (12))

これは上杉氏の宰臣直江兼続が白河城守将の岩井信能に、八月四日佐竹の使者が来着したことを翌五日に報せた書状で、上杉方では援兵の要請を「深々」と請合ったことが、これで判明する。佐竹の使者はおそらく七月末頃、赤館を出立したのであろう。

この七月二十六日、義宣は伏見邸の留守居太繩義辰に書状 (13) を送って、事態の急変に対する緊急処置を指図した。その内容は、伏見の家族は「秀頼様御座被 (され) 成 (な) 候所」に付け置くこと、宇治の葉茶壺は二個だけ持ち下ること、鷹に餌を与え飼っておくこと、秀吉下賜の「雪絵」を古田織部に預け、金五五枚を判金に換えて古田に遣わすこと、などである。その頃、義宣の弟芦名盛重は赤館に出陣し、家康に上方の様子を問い合わせた。家康は七月二十八日返書 (14) して、小山在陣中であること、上方の挙兵は事実であること、詳しくは本多正信から報せること、などを伝えた。盛重が兄の意中を知っていて家康に上方の様子を問合せたとすれば、これも謀略であろう。

家康は当面の処置を済ませた後、八月五日、小山から江戸に帰った。そして外様の諸将を先発させながら、自分は江戸に腰を据えて、諸大名の動静を察し、万端の準備を整えながら、動こうとしなかった。そして八月七日、伊達政宗の書状に対する返書 (15) に、秀忠を宇都宮に置き、佐竹と談合して白河表へ進撃することを命じた、と報せている。これには政宗を励ますための誇張がある。秀忠はこの時すでに中仙道を攻め登る手筈を定めていた。八月二十日秀忠付きの榊原康政は越後の蔵王堂城主堀親良に、伊達・佐竹・最上もみな別条ない旨を報せた (16)。

しかるに八月中旬には、上杉・佐竹の密約はますます堅く結ばれた

のである。その仲介をした者は結城朝勝であった。彼は宇都宮国綱の弟で、母は佐竹義重の妹、義宣にはいここに当たる。初め結城晴朝の養子であったが、のちに結城を去り、(おそらく、天正十八年、家康の第二子で秀吉に養われた秀康が結城家の養嗣子となったためであろう) 生家宇都宮氏も慶長二年に改易となったので、一時佐竹家に身を寄せたが、会津戦が起こるや、七月頃には上杉軍に投じて白河城を守っていた(17)。同じく結城と縁を結んだ者ながら、宇都宮の主将結城秀康とは敵として対戦したわけで、まことに奇(く)しき廻り合わせである。結城朝勝が上杉・佐竹の連盟のため周旋した裏面には、このような事情もあったと考えられるところに、歴史の面白さが感ぜられる。

さて結城朝勝の仲介による上杉・佐竹の交渉の始末は、次の通りである。八月十二日、直江兼統は岩井信能に、佐竹の使者が一兩日中に来るそうだから、若松到着次第状況を報せると伝え(18)、十四日には福島在城の諸将に、今日佐竹の使者を馳走するため、福島から若松へ行き、十六日には再び福島にもどるつもりである、と告げた(19)。これは佐竹方から上杉氏との盟約を結ぶ使者が、十四日(または十五日)に若松に到着し、景勝・兼統と会見したのである。景勝は去る十日に前線から帰城していた。佐竹の使者は小貫頼久で、会見には結城朝勝が立ち合った。こうして盟約が成立したので、景勝は八月十九日、福島掃部助を佐竹方へ使者に遣わし、朝勝には周旋の骨折りを謝して、今後も「いよいよ御等閑(とうかん)なき様に御才覚を頼む」と言った。その日、兼統もまた副状を送って「御肝煎(きもいり)を以て佐竹と当方無二御入魂(じつこん)の処、我等に於ても満足此事に存候」と挨拶し、また小貫頼久が上杉方に誓紙を提出するように依頼した。

この後、朝勝は白河に在陣して宇都宮の旧領の百姓たちを味方に付けて、徳川軍の後方攪乱を計り、また秀忠が二十四日に宇都宮から退

陣したことを兼続に報せた。これに対して兼続は二十九日に返書を出し、佐竹筋へ相談して江戸へ目付（めつけ）（密偵）を遣わし、様子を探らせることを頼んだ（20）。八月二十五日、景勝が上方の毛利・宇喜多等に送った書状（21）に、「家康が上洛すれば、来月中にも佐竹と相談して関東表へ乱入する」と報せだのは、盟約が成立したためである。ちなみに関ヶ原役後、朝勝は佐竹家の客分として秋田に移り、宇都宮宗安（恵斎）と名乗った。

こうして義宣は上杉と密約を結んだのち、赤館に弟芦名盛重を残して八月二十五日、水戸へ帰った。これは家康の指図によるものではなく、独断の行動であるから、家康の疑惑を招いたことであろう。その頃、上方の戦況は、東軍の先発諸将が二十二日に美濃合（ごうど）渡川の合戦に勝ち、翌日岐阜城を攻め落した。この勝利の報は二十六日・二十七日に、続々と江戸へ届いた。義宣が帰城後、小貫頼久を江戸城へ遣わしたのは。水戸帰城の報告のためか、または美濃の戦勝を賀するためであろう。真田昌幸の信州上田城を攻撃中の秀忠は、赤館在陣の芦名盛重から、二十五日義宣帰陣の報せを受けて「去廿五日義宣御帰陣之由、尤存知候、然者（しかれば）貴所于今御在陣由、御苦勞察入候（22）」と答えた。

なお、義宣の行動を警戒する家康は、再び島田利正を遣わして証人を求めたので、義宣は東義久・須田盛秀兩人の子を差出した、との説がある（23）。また義宣は東義久に兵三百余騎を率いて上田陣に参加させたが、秀忠は義久を帰国させたという（24）。これらの事の真偽は明らかでない。

## 戦機去る

この八月下旬から九月初旬にかけて、上杉氏と会津周辺の諸大名と



の交渉がしきりに行なわれ、また上方の情勢にひかれて、徳川味方の態度を変える者も現われて、反徳川連合の態勢が成るかとも思われた。

まず北陸方面では、前田利長は加賀小松の丹羽長重・同大聖寺の山口宗永等が西軍に加わったため、越後口進撃を止めて西方に向かい、ふたたび金沢に引返したが、戦意がなかった。さらに越後の堀秀治は、上杉氏の援助で起こった国衆一揆に苦しめられまた石田等の勧誘によって会津進撃をためらい、かえって越中表へ西進する様子を示した。その与力（よりき）大名溝口秀勝（新発田城主）・村上義明（村上城主）は、すでに八月初めから会津に味方する方針を内通していた。陸奥信夫口では伊達政宗が攻勢を止め、福島城将本庄繁長との間に講和の交渉を始めた。出羽米沢口では、最上義光もまた形勢を觀望して、上杉に対しては伊達の出方次第との態度を示した。そのほか、秋田・仙北地方の大名や相馬氏・南部氏も上杉方であった（25）。関東では佐竹義宣が上杉氏と密約して水戸に引返し、家康は江戸に退陣して、白河口では那須と宇都宮に残兵が守備をかためているだけとなった。

これで、家康が六月に定めて諸大名に命じた会津包圍態勢は、ほとんど分解したわけである。そして、佐竹氏の行動はかえって家康牽制のため、重要な役割を果たした。しかし家康は佐竹軍が上杉軍の加勢なしには発動できず、上杉軍は四境に分散して、関東に打って出る余勢がないことを見抜いていたであろう。彼は八月二十七日岐阜城攻略の吉報を受け取るや、九月一日、ついに江戸を進發した。案の定、上杉・佐竹両軍は家康の不在につけこんで出撃することなく、白河口から後方攪乱の手だてさえ行なおうとしなかった。一方、伊達政宗が宇都宮の主将結城秀康に勧めて会津挟撃を計ったけれども、秀康は家康の自重命令を守ってこれに応じなかった。九月八日、直江兼統は景勝の側近清野長範に書状（26）を送って、佐竹へ遣わす返書を見たこと、

関東方面では変事もないことを報せた。しかるにどうであろう、九月中旬頃では、義宣はひそかに上杉の敵方伊達政宗に使者を送って親交を求めているのではないか。「佐竹よりも使者御座候、何やうにも入魂有度（じつこんありたき）にて候間、相（相馬）之事も佐（佐竹）次第たるべく候と存候（27）」とは、政宗が叔父留守（るす）政景に報せた書状である。これは佐竹方の謀略ではあるまいか。その頃、上杉軍は最上氏と手を切って米沢口から山形へ向けて進撃し、最上軍と激戦を交え、政宗は最上に援兵を出すとともに、再び信夫口から福島・梁川両城の攻略を策していた。越後では、上杉軍の支援を受けた一揆が活動して、堀氏の軍と戦った。

このように、会津周辺の戦況がようやく活気を呼んで来たとき、九月十五日の関ヶ原合戦の勝利が諸軍に伝わった。伊達・最上両氏が家康の報せを受取ったのは、九月晦日のことである。上杉方では、九月二十一日に白河から上方惨敗の風説が伝えられたが（28）、確かな敗報を入手したのは、その二十九日で、ただちに最上領から退却を開始した。最上軍と伊達の援軍とはこれを追撃して、多大の損害を与え、別に政宗の本隊は福島・梁川を攻めて守城軍と激戦した。しかしこの間、義宣はついに為すところがなかった。

水戸に関ヶ原の敗報が届いたのは、上杉方よりも早かったであろう。家康は政宗の所へ勝利の急使を馳せたけれども、義宣へは直接通知はしなかったらしい。しかし義宣は直ちに、上方在陣中の家康・秀忠に勝利の賀使を急派したので、秀忠は十月十五日これに挨拶状を出し、二十日には東義久に返書を送った（29）。しかるに家康の返書はない。もし家康が義宣の消極的な態度を不快として、返書を与えなかったのであれば、佐竹氏の前途には容易ならぬ運命が待っていたわけである。

注 （1）「義宣家譜」

- (2) 天英公御書写
- (3) 「義宣家譜」
- (4) 「上杉古文書」
- (5)・(8) 中村孝也著「徳川家康文書の研究」中巻所収
- (6) 「秋田藩採集文書」八
- (7) 「秋田藩家蔵文書」三十、「奥州文書」
- (9) 伊佐早謙氏編「読史堂史料」所収（木村徳衛氏著「直江兼続伝」所収）
- (10) 「真田文書」
- (11) 「秋田藩家蔵文書」十、「常州諸家文書」
- (12) 「上杉景勝卿記」所収
- (13) 「秋田藩採集文書」十三
- (14) 「芦名家古文書」
- (15) 「伊達文書」
- (16) 前掲中村著書所収
- (17)・(20) 「秋田藩家蔵文書」三十、「奥州文書」・義宣家譜所収文書
- (18) 岩井文書（前掲木村氏著書所収）
- (19) 読史堂古文書（同右）
- (21) 読史堂史料（同右）
- (22) 「佐竹文書」四所収．九月三日付秀忠書状
- (23) 「佐竹家旧記」一所収、梅津主馬利忠覚書
- (24) 義宣家譜
- (25) 前掲奥州文書・「上杉景勝卿記」所収文書
- (26) 前掲木村氏著書所収
- (27) 「留守文書」所収、九月廿一日付政宗書状。この書状は慶長五年かどうか疑いが多少あるが、この年の外に、政宗がこのような書状を書くことは考えられないので、慶長五年と推定する。

(28) 前掲「奥州文書」所収九月二十一日安田能元宛直江兼続書状

(29) 「佐竹文書」一乾・義宣家譜所収

## 第二節 国替と郷土の情勢

### 戦後の処分

関ヶ原役の東部戦線ともいふべき会津戦で、もっとも多く死傷者を出したのは上杉軍である。その次には最上軍と伊達軍の順で、堀軍もまた国衆一揆との戦で損害をこうむった。ひとり佐竹軍だけは、全く血を流すことがなかった。すなわち常陸武士はこの戦争で少しも犠牲者を出さなくてすんだのである。軍夫として徴発された農民たちも、無事に郷里に帰ることができた。慶長五年十月頃の水戸の城下や近在では、ここ数カ月の緊張がほぐれて人心も落ち着いたことであろう。

しかし佐竹家中では、今後の徳川氏の出方を憂慮して、重苦しい気分に含まれたに違いない。上方に内密の情報網を持っていた伊達政宗は、十月十四日、京都の今井宗薫に出した書状(1)で、「内府(家康)が御下向ならば、佐竹隠居(義重)を江戸へ証人として引越させ、心安く会津征伐を行なわれるよう進言する。佐竹などはどんなことを命ぜられても違背することはなかろう」と内報している。佐竹の弱味を見すかした意見である。他方、上杉方では、関ヶ原の敗報が届いたのちも、強硬な主戦論が行なわれて、かねての密約により佐竹軍とともに江戸を攻撃しようとする主張する武将もあった。しかし直江兼続は境目の守備をかためて、福島方面攻撃の伊達軍を撃退し、また徳川軍の来攻に備えるとともに、内々では徳川方との講和を策していた。兼続は実に機を見るに敏な政略家であり、諸方に広く連絡の糸をあやつってい

た。徳川方から、兼続と親しい本多正信・榊原康政が、書状を若松に遣わして降状を勧め、上杉の伏見邸留守居の千坂景親も詳しく上方の様子を報せて講和を進言した。兼続は十月二十三日、主戦論の安田筑前・竹股左京亮・黒川豊前等に「佐竹口より働、江戸より無事之内証候ニ付而相止候(2)」と言って佐竹口から関東出撃を抑えた。江戸から無事の内証とは、江戸から抗戦の無駄なことを説き、和睦のやむなきことを勧めてきたのであろう。兼続はその後、十二月、本庄繁長を上洛させて家康に謝罪するとともに、講和の条件につき交渉せしめた。



第3図 東義久の花押 秋田藩家蔵文書二十七 東義久文書による

佐竹方では、上杉氏のように家康に敵対したのではないから、とくに上杉氏のような裏面工作を行なわなかった。一説に(3)、義宣は東義久を上洛させて自分の立場を釈明したという。義久は佐竹一族で六万石を領する第一の重臣であり、天正十九年には、秀吉から豊臣姓を賜わり、朝廷から従五位下中務大輔に任ぜられ、家康・秀忠にも度々会ったことがある人物で、最初から石田・上杉方に付くことに賛成でなか

った。かれは本多正信から義宣の不鮮明な態度を詰問され、国替処分を内示されたとき、義宣が兵を控えて上杉軍の関東進出に備えたのは、秀忠の指図による行動であり、家康西上ののち、上杉軍の追撃をおさえたことは大功であるから、国替どころか恩賞を賜わりたい、と答えた。そこで家康は義久に宇都宮十二万石を与えようとしたが、義久が受けなかったので、その一代の間は佐竹の国替を命じないことを約した、とも伝えられる。

宇都宮十二万石説は疑わしいが、義久が上洛して佐竹家の無事長久のため奔走したことは、十分にあり得ることである。しかし、そうだとしても、直江兼統のように家康側近に取り入って、主家の立場を有利な方向へ転回するほど活動した証跡はみられない。佐竹方では家康の証人提出の要求を拒絶したことについては、その責任を感じたであろうが、石田・上杉との盟約については、秘密を保つ限り、咎めを受けずにすむと考えたであろう。関ヶ原役の際、佐竹方から上杉・石田方に出した書状は少なくなかったに違いないが、滅びた石田の場合はその文書もなくなった筈であり、また上杉家側でも、すでに徳川時代から佐竹の書状は全く伝えられていない。上杉・石田から佐竹に来た書状もまた、徳川時代から佐竹家に伝えられたものはない。密約の事情を前節のように推知できるのは、上杉方の内部で連絡しあった書状のうちに、佐竹の行動が記されているためである。当時の上杉・佐竹間の機密文書は、おそらく関ヶ原役の直後、両家で後難を恐れて焼き捨てたのではあるまいか。密約の事さえ徳川方に洩れなければ、釈明の余地は十分にある筈だから、義久の上洛釈明説も当時の佐竹の事情を反映した逸話としてみると、なかなか意味深い。

天下の形勢を決定した慶長五年が暮れて、六年となった。その正月二十一日、義宣は真壁重幹（掃部助）に「会津へ御勢遣（出兵）が近々

にあるそうだから、内府（家康）から指令があり次第出陣する（4）」とて戦陣の用意を命じた。上杉氏は昨年十二月に講和使を派遣したのであるが、まだ和議が成立せず、その上、伊達・最上両軍と福島・庄内方面で戦闘をつづけていたから、この頃、家康の会津征伐の風説が水戸に伝えられたのであろう。しかし上杉氏の立場は、直江兼続の政略と本多正信・榊原康政・豊光寺承兌（たい）の周旋で好転していたので、会津征伐は単なる風説に終わった。義宣が家康に忠義立てする機会は失われたが、この後もひたすら恭順の態度をとって、徳川方の歡心を買うことに努めた。そして四月十五日、義重が上洛して、昨年以来伏見滞在中の家康に謁したという（5）。これが確かなことであれば、隠居の身で太田からわざわざ上洛した義重の意図は、佐竹家の立場を憂慮したものであろう。その頃、義宣もまた江戸帰城の秀忠を迎えて半途まで出向いた。伊達政宗が四月十四日、岩城氏の家臣猪狩下野守に送った書状に（6）、「中納言様（秀忠）が御下向の由につき半途まで義宣が登られたそうだが、我等も罷（まか）り出たく思うけれども、此境目に油断できないから出向けない」とある。秀忠は四月十日伏見を発して帰府している。当時、政宗は上杉方と福島方面で対陣していた。秀忠を出迎えた義宣は、その後上洛したらしい。義宣家譜には記事がないが、五月十七日。伏見から国元の和田昭為（安房守）に宛てた書状に（7）、大沢義国（備前）を伏見留守居に任じ、その赴任を命じている。その年の冬十一月五日、家康が久々に江戸へ凱旋（がいせん）した。この時帰国していた義宣は、前月から江戸へ出て、家康の帰着を迎えた。そして十二月二十六日には、江戸から国元の真壁重幹に「江戸では変わった事もない、内府様は渡野（鷹野）から今日還御された（8）」などと報せている。この頃、家康は武蔵の忍・川越あたりに鷹狩りをしたのである。

戦後の政局はこの頃までには全く安定し、徳川氏の覇権は確実となった。西軍の諸大名は大部分改易となり、戦功の諸大名は加増を受けた。上杉氏もこの年の六月に講和の議が定まり、七月朔日、景勝は僅かの供連れで直江兼続を同道して上洛し、八月二十六日、会津一二〇万石から米沢三〇万石へと減封移転の命令を了承した。毛利氏はすでに昨年十月、八箇国分の大領地を周防・長門二国だけ残して削封処分が定まっていた。ただ島津氏だけは処分未定で、徳川方と一進一退の交渉をつづけ、削封を免がれようと努力中であった。他方、会津周辺の有力大名では、伊達政宗が刈田郡を、最上義光が庄内三郡を加増され、越後の堀秀治は据置きであった。佐竹義宣もまた堀氏と同様に、格別の賞罰の沙汰なく、領国を保有して、そのまま慶長六年を送った。

年が明けて慶長七年正月二日、義宣は家臣に対して、来る二十日から水戸普請を行なうにつき、知行高百石に三人の割合で人夫を供出することを命じた(9)。これは城の要害を堅固にして、危機に備えたものとみるよりも、関ヶ原役の戦雲がようやく収まったので、屋敷や城下の拡張整備の工事に着手したものと考える方が正しかろう。すなわち初春の水戸では、平和永続の気が流れるうちに、建設工事の槌音が賑やかにひびいたことであろう。しかるにそれも東(つか)の間、この年の五月、突如として国替処分が上洛中の義宣に下された。

## 国替決定

佐竹氏の処分が慶長七年五月に決定したことは、当時の政治情勢では、実に異様な感じがする。関ヶ原役の賞罰は慶長五年から翌六年までに大部分すみ、とくに東国方面の処置も六年八月上杉氏の削封で全く終わっていた。もし家康が最初から佐竹処罰の方針を持っていたなら、上杉処分と同じ頃に実行したのであろう。しかるに関ヶ原役の余燼



(よじん)が全く消えた慶長七年に、突然処罰を断行したのは、何故であろう。その確かな事情は知るよしもないが、上杉・佐竹の密約が、この頃になって家康に発覚したためではなかろうか。そうでなければ、はなはだ異様で酷な処分だという感じがする。家康はこの年四月、島津氏との三年越しの和議をようやく解決し、領国を削ることなく講和を許した。佐竹氏とは大きな違いである。

義宣はこの年三月七日、伏見に到着し、すでに上洛中の家康及び大坂城の豊臣秀頼に謁見した。その時は上々の首尾であったので、義宣は大いに悦んで、国元へ「秀頼様・内府様に御礼申、仕合（しあわせ）無残所候、此表無相替（あいかわる）儀候（10）」と報せた。佐竹国替記（11）などには、水戸出立を四月十日とし、騎馬百十騎・鉄砲百挺・弓百張・鎚百筋を従えたと記してあるが、義宣家譜は四月十日説を採らず、月日を記さない。処罰の予感があったなら、このような堂々たる供連れではなく、上杉景勝のように小人数で上洛した筈である。また義宣は四月二十八日伏見邸の普請費用を国元から取寄せているから（12）、少しも自分の身上に不安を感じなかったのである。その上、家康も機嫌よく引見している。したがって処罰の事が家康側近で内議されたのは、早くて四月末であり、その原因は前記のように関ヶ原役当時の密約が発覚したものであろう。この際、徳川方に信望があった東義久が、すでに昨年十一月に病死したことは、佐竹家のため不運であった。

家康の使者榊原康政・花房道兼が伏見の佐竹邸に来て、義宣および弟芦名盛重・同岩城貞隆・与力大名相馬義胤の領地を没収し、義宣には出羽のうちで替地を与えることを申渡したのは、五月八日であった。義宣は「兎角の意趣はなく、賢慮次第（13）」と返答した。しかし世上では、伏見辺が物騒だとの噂が立った。この急変を報せる飛脚が伏見

を発したのは十二日で、水戸へは二十一日参着、赤館へは二十三日に着いたという(14)。しかし当時、京都水戸間の急飛脚は七、八日路であり、もし第一報が八日申渡し即日発せられたならば、水戸の城中で国替の悲報をまず聞いたのは十五・六日頃となる。飛脚発遣が遅れた事情はわからない。水戸では上方の飛報を聞くや、たちまち大きな不安と動揺が起こったに違いない。義宣の近臣梅津憲忠は五月十三日、伏見から家来を宇都宮在住の兄梅津弥生の所に走らせて、家族の身上を頼んだ。その書状に「御国替(15)は是非に及ばぬことである。自分は屋形様の御供をして此方からすぐ奥へ下ることになるだろう。妻子は水戸にいることはできまいが、宇都宮居住は差支えなからうから、屋敷の中を貸して住まわせてほしい。馬など水戸では不自由だろうから、迎えの馬を遣わして呼び寄せて下さい」という意味のことがある。当時、不安に充ちた佐竹家中の状況がよくわかる。

しかも最初のうち、新領地はただ出羽と指示されただけで、出羽の何処か定まっていなかった。常陸の代わりとして出羽一国を与えるか、秋田氏の所領だけを与えるか、秋田仙北地方一帯か、または最上地方か、噂はとりどりだったらしい。当時、徳川方には出羽国の広狭や石高が詳しく知られていなかったためもある。五月十五日義宣が国元の家老和田昭為に国替の庶務を指図した書状にも(16)「于今最上にてなに程高を被下候と仰出は無之候間、定而(さだめて)替地少分に可出候間」とあるから、佐竹方では最上地方だと考えていただけで、石高のことは全く不明であった。家康からの国替指令では、常陸の家来と家族たちを陸奥南郷へ一時移らせよ、とあるだけで、新領地の指示がなかったから、佐竹主従の困惑は想像を絶するものであった。ところが五月十四日、上洛中の伊達政宗が国元の家臣に佐竹の秋田国替のことを報せ、相馬領内に居住の自分の夫人の母を仙台に迎える手筈を命じて

いる(17)。国替を受ける佐竹よりも、情報通の政宗の方が確かな事を知っていたのである。

しかし五月十七八日頃には(18)、国替先が最上地方ではなく、秋田であることが、義宣にも判明した。そこで義宣は国元の和田昭為らに、秋田へ行って領地を受け取ることを命令した。六月十四日、和田に与えた命令(19)の大要は、次のとおりである。

- 一、秋田では領民が慮外(りよがい)(不心得)なきよう堅く申付け、在々へ置目(おきめ)(掟)の制札を立てること。
- 一、秋田へ先に引越した者は、給人屋敷(侍屋敷)に入らず、当分の間、町宿にいること。追て屋敷割を致すべきこと。
- 一、秋田へ先に引越した者が、町方・在々(村々)から酒樽・肴その他の礼物・贈物を受取ってはならない。
- 一、仙北へは美濃(須田盛秀)と伊勢(川井忠遠)を派遣する、この地方でも前記の通り堅く申付けること。
- 一、北城御事(父義重)は自分に構わず引越されて、当分の間、秋田の中城から二、三里離れた町場に宿をとられ、その間に御座所の設定を致すこと。
- 一、秋田で村々所務(租税)など申付けず、自分が下るまで、下々別儀なきよしの制札を立てること。
- 一、到着次第、兵子(兵粮)の用意をすること。御蔵入の兵子を渡されたらそれを受取り、御渡ししなければ所望すること。
- 一、秋田・仙北両所の知行物成などは、到着次第調べて帳を作りおくこと。
- 一、秋田・仙北に検地が必要であるから、検地役人を水戸から越させること。
- 一、秋田へ一刻も早く赴くべきこと。

このような秋田受取の使命をおびた和田昭為・川井忠遠（一説に南義種・須田盛秀・向宣政を加えているが、二番手であろう）両使は、六月二十六日、国元を出発し、途中岩瀬・福島・白石・最上などで十数日滞在して、七月二十三日に秋田に到着したという（ただし、この日数は少し疑わしい）。先発の白土大隅・相沢久右衛門が秋田氏の役人秋田右衛門・秋田右近と前交渉をした上、八月二日、無事に城を請取り、ただちに赤館・長倉などから先遣された諸士を城番に配置した（20）。

家康から正式の領地判物（21）（花押をおした領地の証状）が義宣に与えられたのは、七月二十七日のことである。

出羽国之内秋田・仙北両所進置候、全可有御知行候也、

慶長七年七月廿七日 花押

佐竹 侍従殿

即日、義宣は秋田下向を命ぜられた。五月八日、国替え申渡し以来、八〇日にも及ぶ伏見滞在であった。これは常陸の城地の没収、家臣団の移転が故障なく完了するまで、義宣を伏見に人質同様に引き留めておいたためである。慶長六年、上杉景勝の国替の場合も、八月十七日伏見でその申渡しを受け、三ヵ月余伏見に滞在したのち、十一月二十八日、伏見からただちに米沢へ入城している。家康は常陸受取りの使者花房道兼が上洛して、無事終了の報告をしたので、義宣に出羽下向を命じたのであった。

この命令を受け取った義宣は即日、秋田派遣の須田盛秀・和田昭為・川井忠遠・向宣政にこれを知らせた。その書状（22）には、「五三日以前に花房助兵衛殿が常陸から上（のぼ）って来て内府様へ詳しく申上げたので、早々出羽へ下向するよう仰出された。明後二十九日に伏見

を出立し、まず江戸へ下向してそれから秋田に向かうつもりだから、到着は九月中旬となるだろう。仙北は最上義光の代官所まで残らず下されたから、その事を申し理（ことわ）って請取るべし」とあり、そのほか、六月十四日和田昭為宛の書状（前掲）と同様な民政心得などを指図した。さらに「北城御事（父義重）は当座は江戸に居住のこと、平四郎（弟芦名盛重）・忠二郎（弟岩城貞隆）及び相馬殿（義胤）にはまだ替地下賜の沙汰がないので、江戸へ詰めて大納言様（秀忠）へ訴願するようにと弟たちに意見したが、事がすむ様子ではない」とも付け加えている。このように佐竹一門の人々は散々（さんざん）のていであった。

## 常陸の情勢

主君を人質同様遠く伏見に引き留められている水戸では、士民たちの驚きと動揺は甚だしかった。義宣は、五月八日国替受命の直後、大和田重清（近江）を水戸に急派して、当面の移封処置を指示したが、その十五日、再び国元の和田昭為に詳しく指令を發した（23）。その要旨は次の通りである。

- 一、家臣団の整理の件 諸牢人の扶持は放す。譜代でも従来の通りの扶持は与えられない。五十石・百石取りの給人や諸在郷の給人は連れていかない。供する者ばかり荷物を南郷に運ばせよ。小給人たちは居残って百姓になろうとも、主人を取ろうとも、各自の分別にまかせよ。秋田へ連れてゆく給人は、新領地の石高の決定次第知らせる。
- 二、武器・道具類の処分の件 鎗など多くて新領地へ運ぶことができなければ、江戸へ四、五百丁も遣わし、また城にも二、三百丁も置いて城受取りの役人に渡す。弓・鉄砲は全部、南郷と江戸へ

送る。そのほか蔵にある道具の中、有用のものは江戸へ送る。無用の唐絵・墨蹟などは焼き棄てること。

三、年貢収納および支払の件 蔵入地の年貢は従前の通り百姓と政所(まんどころ)(年貢徴収の村役人)との引合済みの通り取る。夏年貢もなるべく取り、百姓には切手を渡し、年貢先納の件で後でむずかしくならないように取り計うこと。また伏見では出物(でももの)(支払物)が多いから、その金を国元で調達でき次第に差し上(のぼ)すこと。

四、兵子(兵糧)の処分の件 城中の兵子は封をつけて検使の使用分にする。在々境目にある兵子は買手さえあれば安くとも売り、買手がなければ封をつけて置く。行方(なめがた)にある兵子は舟で江戸へ運び、もしそれができなければ行方の舟付きに集めておくこと。

この指令を受取った水戸の人々の困惑はどんなであったろうか。扶持を放される者は路頭に迷わなければならない、国替の供をする者も、まだ落着く先が定まらず、南郷の諸所に仮の宿を見付けて家族と荷物を送り出さねばならない。南郷へ向かう街道には、郷里を追い立てられるように立ち退く人々の群が続いたことだろう。太田在城の義重もまた南郷に行き、八槻に仮の宿を取ることとなった。ここは古来の宿駅で、常陸方面にも崇敬された近津明神があるので、その社地に安全を求めたことであろう。

義重付きの家老田中隆定(越中守)から、伏見在住義重夫人付きの石井修理亮に送った六月九日書状(24)には、「女房衆は南郷へ移った。和田昭為が秋田へ行って領地を受取り水戸にもどるまで、殿様は八槻に御在留の予定だ。しかし昭為はまだ出立せず、今後どうなることやわからない」「御台様が秋田へ御下向につき旅費を送りたいけれども、

此方俄かの御取乱しで夏年貢も参らないので、万事手の廻りかねる状態である。先日差上げた家屋普請の費用で何とか工夫して御供をしてほしい」などと頼んでいる。また十一日書状には、「江戸から使者花房殿（道兼）・島田殿（利正）が水戸に来て、殿様（義重）に御子供衆（義宣・盛重・貞隆）のため江戸に出て佗言（嘆願）するよう勧めたので、殿様はわずか五、六人の供連れで行かれる御所存である。ここでは何とも仕方なく迷惑している」とも記している。しかし義重は十五日太田を出立して八槻に滞在し、ここで江戸行きのを機会を待った。その娘たちは田中隆定が守って秋田へ向かった。七月五日、田中隆定は石井修理亮らにこの事を知らせ、「扱（さて）々御国替爰（ここ）元之御取乱不及是非候」といい、またこの混乱の最中、自分の女房が病死したので、「拙者之取乱御察候べく候」と嘆いた。さらに、路銭がなくて皆が秋田へ行くこともできない、ともいっている。

他方、徳川氏の佐竹領接收は次の手順で行なわれた。まず水戸城受取の正使花房道兼・島田利正の水戸到着は、六月九日である（25）。常陸の国政を執り行なうため、家康の重臣大久保忠隣・本多正信が六月十三日に笠間に着いた。そして佐竹家臣団が立ち退いた城々を守り、治安を維持するため、譜代大名や旗本の手勢が続々と乗り込んで、十四日水戸城接收をはじめ、その他の支城を受取った。諸将の配置は次の通りである。

水戸 松平周防守康重（在番）・松平五郎左衛門一生・由良信濃守貞繁・藤田能登守信吉・土岐山城守定義・菅沼与五郎

笠間 松平周防守康重（居城）

府中 松平安房守信吉

江戸崎 松平伊豆守信一

太田 戸田丹波守康長

磐城平 皆川山城守広照

同房岡 岡本宮内義保・駒木根右近利政

相馬牛越 太田原山城守晴清・同出雲守増清

なお大久保忠隣・本多正信の連名で、次の定書三カ条（26）が出されたのは、六月十四日のことである。（大意）

一、在々の百姓は前々のごとく村に居付いて作物などを油断なくすべし。非分を行なう者はすぐ届けるべし。

一、去年の年貢未進、借錢の取沙汰をしてはならない。人身の売買は停止する。

一、諸給人衆の荷物などは南郷の赤館まで、前々の百姓が運送すべし。

右の条令違背者があらば、水戸駐在の花房助兵衛・島田次兵衛へ訴え出るべし。

この第一条と第二条とは、百姓の移動を禁止し、農耕生活の安定を計ったものであるが、第三条で百姓は給人衆の荷物を赤館まで送らねばならなかったから、その辛労は多大であった。その上、給人衆は禁令にもかかわらず百姓に未進年貢などの催促、その他種々の難儀を吹きかけて、勝手に百姓を斬ったりした。村々の治安も乱れて、どさくさまぎれに乱暴を働く者もあった。監視の眼のとどかない山林を盗伐する者も出た。そこで、六月二十二日、大久保・本多両人の名で再び次の定書が発布された。（大意）

一、在々で理不尽に人を斬るとの噂があるが、もし成敗しなければならぬ者は水戸奉行中（花房・島田）へ断わるべし。たとえ理を以て致しても、公儀の許可なく我がままをする者は従類共々成敗する。

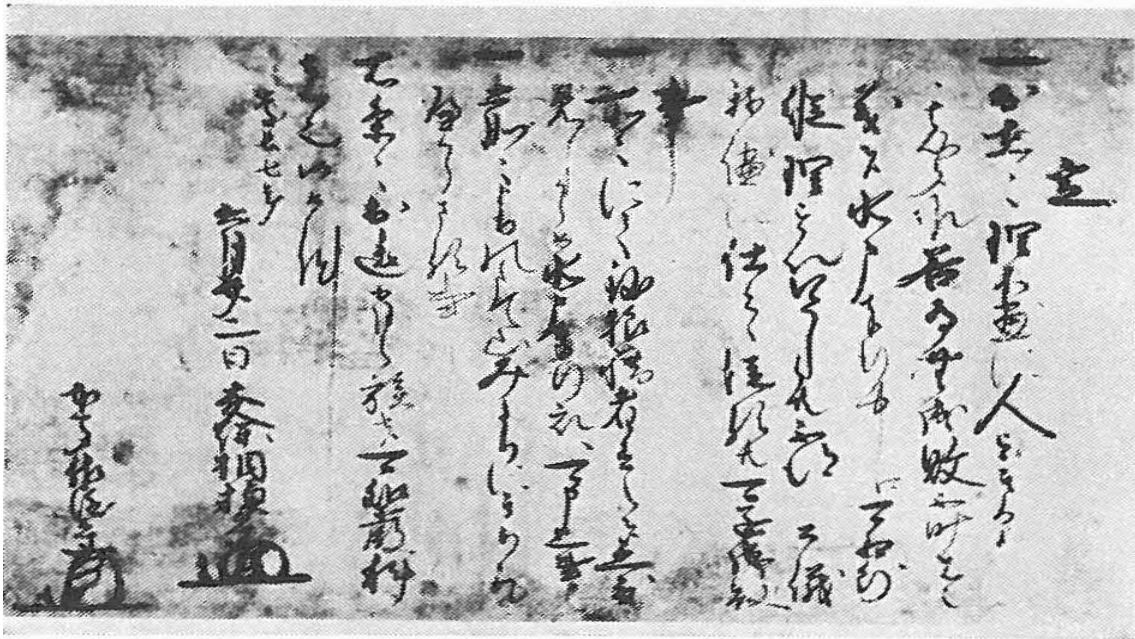
一、所々へ狼藉を致す者は、すぐ召捕って、水戸奉行衆へ申上げるべし。



し。

一、以前からある立（たて）山（領主の材木山）は紊（みだ）りに伐採してはならない。

当時佐竹方を代表して領国引渡しにあたった者は小貫頼久（大蔵）であった。しかし佐竹方では警備の手勢もなく、領内に対する権力を一切失ったのであるから、警備はすべて水戸在城の徳川奉行衆の手で行なわれた。六月十一日、花房・島田両使は佐竹家中の中村又兵衛に、妻子荷物などを大加村に置くことを保証した（27）。



第4図 徳川奉行衆の定書（鹿島神宮所蔵）

こうして武力監視下に、家臣団の退去と領国引渡しを着々と進み、七月中旬には大体終わったので、花房道兼はその二十日過ぎ（おそくも二十五、六日以前）に伏見に来て、家康に報告した。家康がこれに満足して、二十七日に秋田仙北両地方の領地判物を義宣に与え、ただちに秋田下向を命じたことは前に記した通りである。しかるに七月末、水戸では佐竹遺臣の不平分子車丹波らが水戸城奪回を企て、騒動を起

こした。

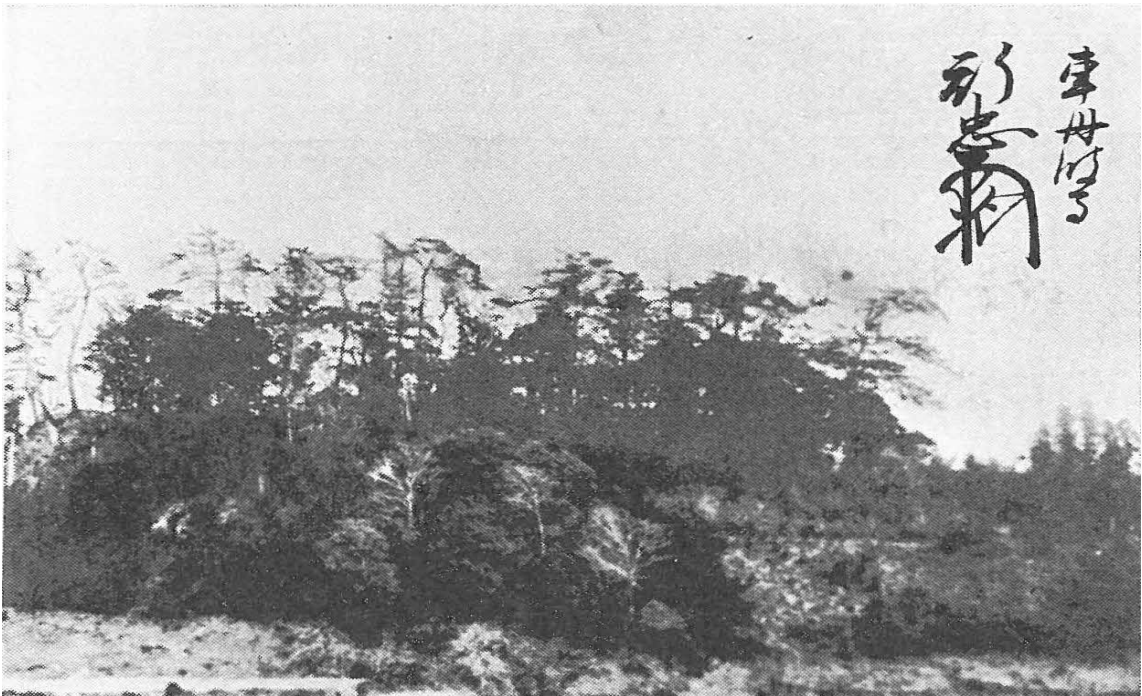
## 車丹波一揆

この一揆については、徳川時代に語り伝えられ、書き継がれていく中に、事件が潤飾され誇張されて、真相は詳しくわからない。次に関係人物と事件の真相とを考証してみよう。

(一) 車(くるま)丹波 一揆の主謀者、名は猛虎と一般に信ぜられているが、一説には猛虎は綽名(あだな)で、本名は義照ともいわれる(常陸志料所収車氏譜)。しかし佐竹氏旧記所収和田昭為伝聞書・義宣家譜に記された車丹波斯忠が正しい。元龜三年霜月十二日車丹波守斯忠が石井弥七郎に名字を与えた一字状(秋田藩採集文書一一所収)がその確かな証拠である。慶長七年には少なくとも五〇才半ば以上であったと推測される。その子主膳、または所左衛門・新左衛門ともいわれるが、慶長五年直江山城支配長井郡分限帳の組外衆の中に、千石車丹波、三百石車三弥と出ている。この頃、車父子は上杉氏に仕えていた。なお、斯忠の斯はツナ・ノリ・コレなどとよめるが、ツナまたはノリのいずれかであろう。

元来、車氏は岩城氏の族で砥上氏とも称し、代々多賀郡車城の城主であったが、文明十七年、岩城常隆のため亡ぼされ、岩城氏の一族好間氏が車城に入って車氏を名乗り、丹波の父は兵部大輔義秀といったという(新編常陸国誌氏族之部)。佐竹義重や岩城明徹の書状に車信濃守・車兵(兵部大輔か)などの名で記されている人物があるが、車兵は丹波の父であろう(秋田藩採集文書六所収)。文禄四年岩城領検地高目録に多賀郡車領として四千石余が記されているが、これは車城所属の土地であろう。丹波は義重に仕えて取りたてられ、元龜二年、家老和田昭為を芦名氏に通謀していると讒(ざん)言して追い出したと伝えられる

(和田昭為伝聞書)。なるほど義重の書状には、丹波が側近として主要な地位にあった証拠がみえ、「和田安房守(昭為)逆意につき、委細車丹波申し届ける」とも出ている(秋田藩採集文書四所収七月十二日赤坂宮内大輔宛書状)。丹波は和田追放の後赤館城代となったが、民政が悪かったので義重の勘気を受けて牢人し、和田は帰参を許された(前掲和田昭為伝聞書)。しかるに、文禄二年大和田重清日記に肥前名護屋の陣中で「車殿」として記されている。



第5図 車城址と車丹波の署判

城址の所在は北茨城市車，署判は秋田藩採集文書十一所収

これは車丹波であろう。これより先、天正十九年蒲生氏郷の客将として他の関東衆とともに陸奥九戸城攻撃に参加したが、喧嘩して氏郷から暇を出されたと伝えられるから(蒲生軍記)、このことが正しければ、文禄二年の頃、一時帰参したのではあるまいか。その後、慶長五年関ヶ原役には、子三弥とともに上杉家の禄を受け(前記)、客将として

福島・梁川両城の守備に当たり、伊達軍の侵入を防いで勇戦した。その頃、直江兼続が車丹波その他の諸将に与えた書状が数通ある（上杉景勝卿記、木村徳衛氏著直江兼続伝）。

このようにかれは武勇の誉れ高い立派な人物であった。戦後慶長六年七月二日、直江兼続が車丹波組の召放ちを命じ、別に質のよい者を組下につけることを代官山田喜右衛門尉に命じているが（秋田藩家蔵文書三十所収奥州文書）、おそらくこの後八月、上杉氏の米沢移封とともに立ち去り、郷里にもどったことであろう。かれが太田に来て義重の退去を諫止し、徳川氏との一戦を勧めたとの逸話は、真偽はともかくとして、その一代の勇名にふさわしい。なお、徳川時代の正徳の頃、太田に車姓の旧家があり、古証文・系図を所持していたが（正徳五年常陸御用日記）、車丹波との関係は明らかでない。

（二）大久保兵蔵 主謀者、大窪とも書き、名は久光。大窪氏は代々多賀郡大窪城の城主で佐竹氏六人の重臣の一人（佐竹家中総系図）、久光の父駿河守種光と弟正太夫光遠は秋田に移った。久光と叔父又左衛門（肥前）とは郷里に残った（大窪氏系図）。一説に兵蔵の父を善十郎のち日向守、叔父を善十郎のち三之允、ともいう（別本大窪氏系図）。また兵蔵の弟善十郎が牢人して戸沢家に仕えたとの説もある（佐竹家中総系図）。常陸三家譜には、車丹波の妹が兵蔵の妻と記されており、これは確かであろう（日立市史参照）。

（三）馬場和泉 主謀者、名は政直、子新助重親。佐竹一族北酒出氏で、政直の父篤親の時、美濃にある伝来の所領を捨て、常陸にもどり、太田の馬場先に住んで馬場を姓とした。政直は義宣元服の儀式には神馬幸献役を勤め、祝儀の座並では佐竹三家の次座を占め、慶長三年城番書出（かきだし）では、小野岡義従と組んで一番を勤めている。このように馬場は高い地位にあった。その次男政忠・三男憲忠は秋田に下

り、母方の姓大山氏を名乗ったが、子孫はふたたび酒出氏を称して、秋田藩中で名門を誇るのである（佐竹氏総系図）。

（四）一揆の真相 一揆の史料はすべて徳川時代の伝聞であって、当時の根本史料は全然見当たらない。中山信名著新編常陸国誌には、車一揆記・東国太平記・玉露叢（ぎよくろそう）・明良洪範・家忠日記増補などの諸説を継ぎあわせて、次のように説明している。すなわち、車丹波らは水戸城奪回を企てて陰謀をめぐらしている中、発覚したので、七月十日、三百余の人数で那珂川を渡って夜襲し、八幡小路に戦ったが、敗れて捕えられた、と。しかし水戸城夜襲の日は他の諸書には明らかでない。当時伏見に滞在中の家康・義宣の動静から推察すると、この事件は七月末頃のことであろう。常陸から花房道兼が上京して領国受取完了を家康に復命したのが、七月二十日過ぎ（おそくも二十五、六日以前）であり、家康がこの復命を聞いて義宣に秋田仙北下賜の判物を出し、秋田下向を命じたのがおなじ月の二十七日であるから中旬末までに一揆が起こったとは考えられない。おそらく七月下旬の半頃から月末までの間とみる方が、当時の事情に符合する。義宣の秋田下向は、七月二十七日和田昭為宛書状によると、二十九日出立して江戸へ下り、その後九月中旬に秋田到着という予定で、これは家康の指図によるものであった。七月中旬、水戸に危険な事件が起こったならば、右のような処置を取る筈はない。

常陸では七月上旬頃、京都になにか不慮の事件が起こったとの噂が流れ（家康急死の噂と義宣家譜にある）、本多正信・花房道兼・島田利正等は急ぎ江戸へもどり、水戸・太田など守備の徳川勢がにわかに関引き上げはじめた（28）。この事が人心を動揺させ、国替に不平な武士等の反抗をそそったことは確かであろう。したがって、この頃から車丹波らは陰謀を企て、月末頃に事件を起こしたとみなしてよいのではな

いか。

このとき新たに笠間城主となり水戸城に在番した松平康重の事を記した聞見集の説は、次の通りである。康重は娘を竹中采女へ嫁入らせるため、番士を残して水戸から笠間に帰り、本多正信も用事で江戸へ戻った。これは上方で大事件が起こった故だ、との風説が広まり、佐竹家臣では秋田引越しをためらった者もあった。丹波・和泉らはこの機に乗じて七月大雨の夜、牢人・町人などを引き連れ、松平一生在番の三之丸町口の大門まで押し寄せ開門を迫った。那珂川向岸にも一味の者が集まったが、大雨のため増水した河に流されて何事もなし得なかった。城方では番士がしばらく持ちこたえる中に、急使を夜通し笠間に走らせたので、康重は直ちに水戸に馳せつけた。そして丹波・和泉等の申分を聞き取ってから、座敷牢に入れておき、江戸の指図を請うた。その結果、車らは江戸へ送られて取調べを受けた上、再び水戸へ連れ戻され、丹波父子と和泉夫婦が斬首の刑に処せられた。

慶長見聞書には、兵蔵・和泉らは生捕り、丹波は田舎に潜伏中を捕えたと記し、家忠日記増補・寛永諸家系図伝の松平一生伝には、和泉は後日太田で捕えられたとし、兵蔵は自害とも出ている。また常陸三家譜によると、陰謀は七月十七日、一味の「忍（しのび）の者」が番士に捕えられて露頭し、直ちに丹波・和泉・兵蔵らは捕えられて江戸で取調べを受けたのち、水戸の吉田で首を斬られ、十月十日青柳（青柳町）の辺に梟首（さらしくび）にされた。兵蔵の首はひそかに盗み出されて郷里大窪村（日立市多賀町）に葬られ、法号は哲勝常嘉居士、村の哲勝山正伝寺はその開基、また丹波の首は吉田の台町に密葬され、和泉の首は一本榎（緑町二丁目）の下に葬られたという。吉田台町には江戸時代以来久しく丹波塚があり、首を埋葬した所と伝えられていたが、現在の塚はない。

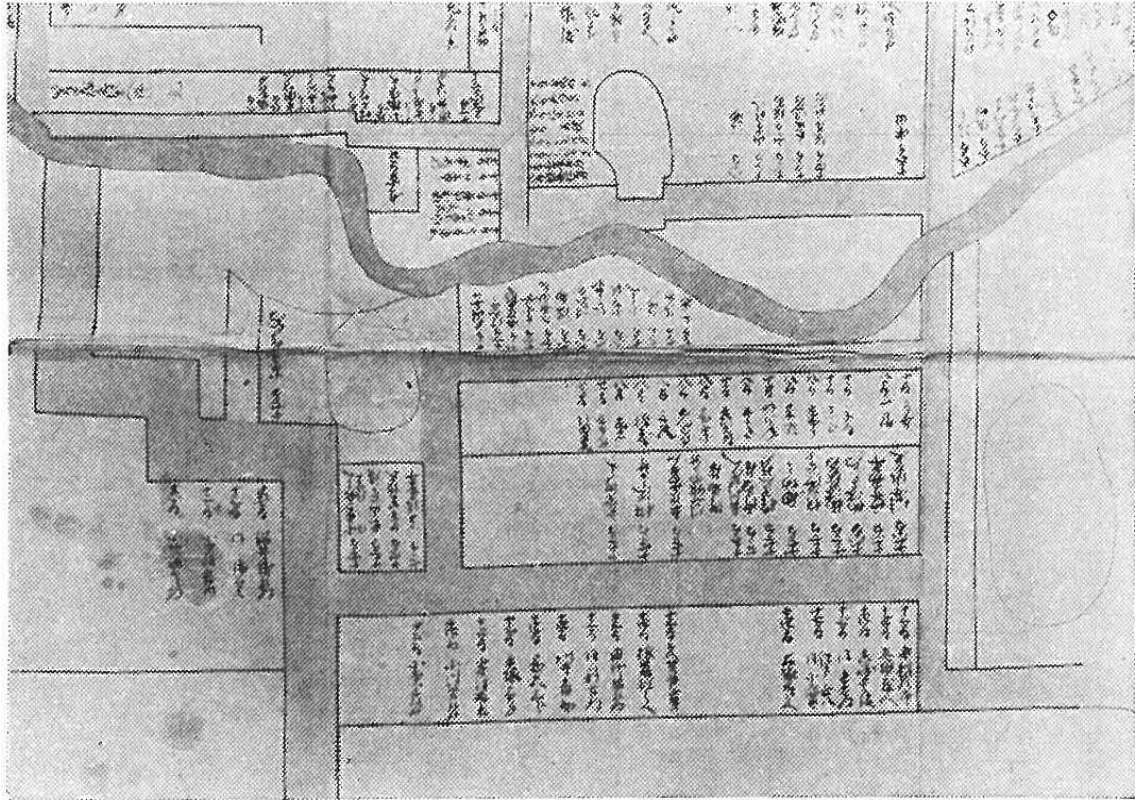
このように諸説があるが、七月に起こって十月に処刑、刑死者は車丹波父子・馬場和泉父子・大久保兵蔵ら五人（その他、家族で連座した者もあろう）とみるのが穏当である。また一揆勢三百人で激戦したというが、そのような大規模な蜂起であるならば、主謀者が討死もせず皆捕えられて江戸で取調べを受け、十月まで三ヵ月間も処刑されなかった事は、この種の騒動の始末、主謀者の行動、徳川方の処置、処刑者の数などから考えて全くおかしい。これは寛永諸家系図伝の松平康重伝・土岐定義伝などが、ただ陰謀発覚の件だけを記して、水戸城夜襲の事に及ばない説明が真相に近いと思う。さらに考えれば、陰謀の計画があったとしても、それは必らずしも明白なものではなかったから、捕縛から処刑まで三ヵ月もかかったのであろう。そして徳川方ではかねて佐竹遺臣や地侍衆の不平と反抗を警戒していたから、わずかな嫌疑をもって厳しく穿索（せんさく）し極刑に処したのであろう。主謀者以外の処刑が伝えられないのも、徒党に加わった者がきわめて少なかったためであろう。ただ徳川方が、百姓の人質をとって騒動の拡大を防止したことは（慶長見聞書）、当時この種の事件に採られる対策であるから、疑う筋はない。なお丹波の弟善七（一説に丹波の弟孫左衛門の子善七）が逃れて江戸へ行き、非人頭車善七となったとの俗説（玉露証記・常北遺聞など）は、むろん信用できない。

要するに車丹波一揆の真相は、通説を半分以上割引きして考えるべき事件である。しかし国替当時、常陸国内に充満した不安と動揺と不穏な空気がこの事件に発火したものであるから、その意義はやはり大きい。

## 佐竹氏秋田へ去る

水戸の騒動が伏見滞在中の義宣の身上にどんな影響を及ぼしたか明

らかでないが、彼は七月二十七日和田昭為ら宛の書状のとおり、二十九日に伏見を出発して東海道を江戸へ下ったことであろう。江戸でしばらく滞在したのち、九月中旬に秋田参着の予定であった。



第 6 図 土崎湊城下の古図

(佐竹家中屋敷の一部分) (秋田県庁所蔵)

義宣の秋田下向の道筋につき、徳川時代の歴史書には北国経由説と江戸経由説とがあるが、前記の日程は家康の命令に基いて定められたものだから、変更されなかったであろう (29)。義宣は江戸にしばらく滞在したのち、常陸を通らず下野経由、出羽に向かったらしい。秋田には九月十七日に到着、土崎湊城に入った。この秋田到着については、別に九月九日説があるが、のち元和三年二月十四日、義宣が慶長七年入国の供をした家臣に路銀を支給したとき、その家臣の受取状に九月十日の事と明記してあるから、他の日ではない (30)。この日程によって



義宣の旅程を推測すれば、七月二十八日伏見発、八月上旬江戸着、九月初頃江戸出立ということになる。一方、太田を立ち退いて八槻に滞在中であった義重は、義宣より先に秋田へ入部して、六郷に落ち着いた。子供等のため江戸へ行って嘆願する予定は果たさなかった。

この秋田下向の際、諸道具の運送・処分に商人の働きがあった。伏見邸の武器、諸道具類などは大津・敦賀経由、日本海を船便で土崎港に送られたが、これには大津の米宿兵太郎や敦賀・越中の船宿などが働いた。敦賀では徳川時代秋田藩の御用達を勤めた組屋の手舟を用いたであろう。また義宣夫人の下向に、衣服や持参の茶壺などにつき斡旋したのは、京都の豪商大嶋宗喜や宗意であり、彼らはその後も永く御用達を勤めた(31)。国元でも米の払下げ、武器・諸道具の処分が、前に述べた和田昭為宛五月十五日義宣書状の指図どおりに行なわれたであろう。田中隆定の御道具売日記(32)には、長持入の諸道具や鎗・弓なども売ってその代銀を記している。このほか、家臣たちの諸道具売却も少なくなかったであろう。上杉氏が慶長三年越後から会津へ国替のとき、商人が入り込んで諸侍たちの家財道具を安く買っていたことがあるが、常陸でもそのような事情を推察できる。

他方では、農民の迷惑が甚だしかった。前述のような徳川方の検使の制禁にもかかわらず、未進年貢や借物の催促、夏年貢の取立などが厳しく行なわれたばかりでなく、秋田下向の武士たちのため荷物の運送に駆り出された。上杉氏の国替には、給人たちの荷物を運ぶため何回でも往復させ、怠る者は斬り捨てよと命令しているから、佐竹氏も百姓を容赦なく使ったことであろう。

当時諸大名の国替には、秀吉の時から、家臣・武家奉公人はすべて居残ることを許さず、農民は連れて行くことを許さず、という根本方針が採られた。この方針で、兵農分離が大いに促進されたのであった。し

かるに、その実行に当たっては、村々在住の小給人や父祖伝来の土地に居付いた土豪らが新領地に移らず残留する場合も少なくなかった。とくに佐竹氏の国替は突如として行なわれ、しかも領地の大削減であったから、佐竹氏は最初から新参者や五十石・百石取りの小給人、在郷に新開地を持つ給人たちは扶持を放す方針をとった。この方針はその後いくらか緩和されたらしいが、成り上り大名の家臣と違って、旧族大名たる佐竹の家臣には居付きの国侍・地侍が多かったから、移住は容易でなかった。義宣の下向に伏見から供した者は僅かに九三騎、そのほか国元の重臣・近臣たちはそれぞれ家族・家来を従えて下向したが、一般の給人層は思い思いに去就を定めた。主君の後を追って秋田に下る者は慶長七年以降数年後にまで及んだ。中には、主君への奉仕と郷里の家の存続とのため、兄が秋田へ下り、弟が居残るとか、父が秋田へ下り、子が居残るなどの方法をとって、一家を両分する者が多かった。また扶持を放され、牢人となって他国に流れ出た者もあった。それらの事例を次に掲げよう（33）。

#### （一）秋田遅参

- （1）河合愛恒（一族北酒出家の庶流）慶長九年下向。
- （2）高久景基（一族）慶長十一年下向。
- （3）藤井義貫（一族石塚義慶弟）数年後下向。
- （4）船尾勝直兄義綱が下向の途中、勘気を蒙って牢人し、最上で死んだ後、兄の妻子を同伴して下向。
- （5）国安師行（東家臣）兄師武は慶長七年下向したが、師行は常陸に残って戸沢家に仕え、後年秋田に下向。

#### （二）分家・牢人

- （1）大沢氏（一族長倉家庶流）兄大沢当家は、慶長七年秋田下向、

弟当春は常陸野口に残留。

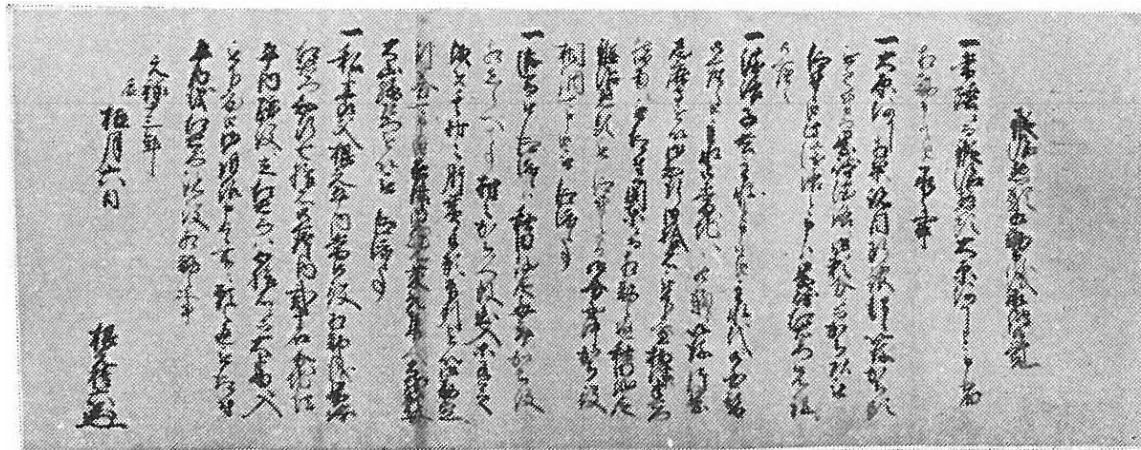
- (2) 大山氏（一族）兄重光は秋田下向、弟重有は牢人、子孫仙台に住す。
- (3) 山方氏（北家臣）憲泰は秋田下向、父斯泰・弟太郎右衛門は相馬に身を寄せ、のち弟は秋田に来仕す。
- (4) 高部氏（東家臣）兄景通は秋田下向、弟半左衛門は里見家に仕う。同金兵衛は常陸檜沢に住み、作左衛門は武蔵に流離す。
- (5) 赤垣氏（同上）弟倫高は秋田下向、兄倫弘・倫忠等は他国に流離す。

この他、一旦秋田へ移ったが、待遇を不満として帰郷または他国へ去った者もある。なお、義宣は領地大削減のため、なるべく家臣団の整理を行なおうとしたので、帰農または牢人が多く出た。

社寺の秋田移転も制限する方針で、歴代の祈願所の杉山の宝鏡院に対して、義宣は「秋田御越之儀、堅御無用に而候、遠境と云、其上少分之身上と云、一とをり之御届も御無用にて候、畢竟（ひつきよう）我等迷惑之儀に候、其儘（まま）常陸御残最候（34）」と、残留を命じている。しかし佐竹家と縁故の深い社寺は秋田へ移った。まず氏神の八幡宮、菩提寺の天徳寺、そのほか前記の宝鏡院および一乗院なども制止にかかわらず、やはり移転した。久慈郡金砂神社も六郷に移り、同九年秋田城下に再転した。これら寺社の移転は住持・神主が本尊・神体または宝物などを思い思いに奉持して下向したものであろう。

町人の秋田下向の例としては、城下の豪商深谷・遠山ら（第十一章第三節参照）がある。また白根屋多兵衛という者が一族を引き連れて移ったが、その氏神を移したものが、秋田市川端二丁目の稲荷社であるという（35）。一般に城下の御用達商人が領主と共に移る例は、他の大

名の国替の場合に多くみえるが、佐竹氏の場合は全く不意の国替処分であり、その上、遠方で土地柄もわからない秋田であったから、城下町人の移転は多くはなかったようである。しかし大工・鋳物師・刀劔師などは大名にとってなくてはならないものであったから、新領地に伴った。梅津政景日記（元和四年九月八日）に常陸大工七人・同棟梁外記の名がみえている。また鋳物師岡崎（初め根本氏）主水は国元に留まったが、慶長九年秋田藩から再三催促を受けて下向し、分國中鍛冶惣頭を命ぜられた（36）。秋田時代の刀劔師司（つかさ）吉田家も常陸から移ったものである（第十一章第三節参照）。



第7図 鋳物師根本氏の由緒書（秋田県庁所蔵）

ここに興味深い話は、常陸の栗野塗物と出羽の能代塗物との関係である。これらは飛騨塗物と共に、春慶（しゅんけい）塗の系統に属するものである。栗野塗は東茨城郡坏村栗野（桂村）で稲川氏が始めて、代々家業としたが、領主大山氏（佐竹庶流）の秋田移転の際、常陸には兄義忠が残って家業を続け、弟の義次が能代に移って能代塗をはじめたと伝える（37）。しかし、能代の方では、延宝・天和の頃、飛騨の塗師山打三九郎が技法を伝えたとの記録があり、この説が確かであろう（38）。それで、常陸の栗野塗は国替のとき移ったが、能代とは無関係

のままその後衰えたものか、また粟野の方で国替に仮托して本家筋を名乗ったのか、どちらかということになるが、とにかく能代の方にはまったく粟野の所伝はない。

他方、常陸残留の武士たちはそのまま、郷土に帰農した。その中、徳川時代に入って、水戸藩に出仕した者もいくらかあったが、多くは豪農として旧家の誇りを持ち、また村役人となつては村落生活の中心勢力となった。徳川時代の郷土誌、たとえば水府志料などに村々で佐竹氏の古文書を所持する旧家が多く見えるのはそのためである。彼らは大てい秋田藩の家中と親類であつた。移封後、約一二〇年を経た正徳五年、出羽の大館城代小場氏の家臣前小屋民部と平山半左衛門が、那珂郡小場地方に出張して小場氏の歴史を調べたとき、いたる所の村々で元家臣の子孫に会つた。その常陸御用日記の一部の要旨を抜粋してみよう。

小場村 ○庄屋安藤佐次右衛門、先祖は大山家臣川上石見、○小場家臣横倉氏の子孫、横倉助左衛門は水戸藩に出仕、○小村小左衛門、小場譜代、惣領は秋田下向。

部垂村 ○庄屋立花作左衛門、小場家臣立原筑後の子孫、○山伏正覚院（平沢姓）、小場家譜代の子孫、惣領は秋田へ下向、○茅根久右衛門、先祖は小場譜代、同苗伊左衛門は水戸藩に出仕。

下根本村 ○斎藤重右衛門、高祖父は小場氏の供をして秋田へ行ったが、妻子を迎えに戻つてそのまま残留。○小場譜代関石見の子孫、○前小屋譜代の青山讃岐の子孫。

前小屋村 ○前小屋譜代蓮田氏の子孫、○旧家平山次郎左衛門、親の従弟吉太夫は水戸藩に出仕。

下江戸村 ○江戸氏の旧臣の子孫斎藤権兵衛。

向山村 ○綿引藤左衛門、小場譜代綿引出雲子孫、○中川豊後の子

孫、豊後の兄淡路は秋田下向、○宇留野・高瀬・皆川諸氏の子孫。

石塚村 ○石塚譜代の子孫、大鷹・川野辺・服部・綿引・高村・瀬谷・篠原・館・山田・大畠・小林など。

栗野村 ○庄屋所吉兵衛、曾祖父が小場家臣、三男が秋田下向。

太田村 ○車苗字の者、古証文・系図を所持す。



第8図 常陸御用日記（秋田県庁所蔵）小場村の佐竹家臣の子孫の記事

なおこのほか御用日記には、調査の結果を整理して、国替のとき、小場氏とともに移った者一三人、後から下向した者一六人、小場氏の城地小田の残留者一六人と記録されている。水戸市域は調査外であったから、記載はない。水戸近辺には義宣の近臣の知行所が多かったから、大部分が秋田へ下向したであろう。ただし加倉井の加倉井家は江戸氏の重臣の子孫で、室町時代から永く現在の屋敷に居付いた旧家であるが、加倉井姓は秋田藩中にも見えている。

試みに、現代の秋田・茨城両県下在住者の同姓を数えると、百数十例

以上もあげることができ、三百数十年前の国替のとき、常陸武士が秋田と郷土常陸に家名を分けた事情がしのばれる。

## 秋田のハタハタ

義宣は慶長八年、新城を秋田郡久保田（窪田）に築いて、秋田氏の古城湊城から移った。そしてここを秋田城と呼んだ。領地は常陸及び下野の一部、常陸南郷を合わせて五十四万五千八百石から、出羽秋田・仙北地方（秋田・山本・河辺・山乏・平鹿・雄勝六郡）二十万五千八百石に減ったが、それでもなお東北地方では雄藩たる地位を失わなかった。常陸時代の一族重臣たちは新領内諸所の要地に配置された。父義重の六郷、北義廉の長野紫島（北浦）、弟芦名盛重の角館、東義賢の増田、南義種の湯沢、加賀谷宣家の檜山、小場義成の比内（のち大館）、伊達盛重の横手などがその主要なものである。家臣はすべて知行を削減されたが、新領地に落ちつき、自ら新田開発を行なって知行不足を補いながら秋田藩士の新生活に入った。こうして、常陸国に比べて、寒冷未開の地と伝えられ「人の住所も無之様に」思われた秋田に、佐竹家臣団の移住が終わった。

彼らが去った後の常陸には、秋田・仙北地方の大名たちが入れかわり移ってきた。秋田実季（秋田）宍戸五万石、戸沢政盛（角館）手綱四万石、六郷政乗（のり）（六郷）府中一万石、本堂茂親（本堂）志筑八千五百石、仁賀保挙誠（たかのぶ）（仁賀保）武田五千石などである。水戸城は慶長七年十一月二十六日、武田信吉（家康第五子、武田名跡を継ぐ）に与えられた。

常陸時代の与力大名の中、義宣の弟芦名盛重（江戸崎四万八千石）は角館一万五千石となったが、同じく義宣の弟である岩城貞隆（岩城平十萬石）は改易となり、その遺領には家康の功臣鳥居忠政（関ヶ原役の

時、伏見城を守って戦死した鳥居元忠の子) が下総矢作四万石から加増を受けて移封してきた。ただし岩城貞隆は元和二年信濃川中島一万石で、再興を許され、同八年出羽亀田二万石に転じた。岩城氏と同様に一旦改易となった相馬義胤(牛越六万石)は慶長九年本領を返還された。

顧みれば、清和源氏新羅三郎義光の孫昌義が久慈郡佐竹に土着して、佐竹姓を名乗って以来、義宣まで十九代、約五百年に近い常陸佐竹氏の歴史はここに終わった。義宣が天正十八年江戸氏から水戸城を奪取して以来、慶長七年まで十三年間、その支配下に著しく発展を遂げた水戸も、ここに新たな歴史の一ページを開くこととなった。秋田名物の魚「ハタハタ」はもとは常陸の海に棲んだが、佐竹氏と共に秋田の海に移り、それ以来常陸では獲れなくなったという。また、常陸の銀鉞は佐竹氏が去ってから産出しなくなり、火打石に変わったという。この伝説に、徳川氏の治下に入っても、佐竹氏時代の昔をなつかしんだ常陸の人々の心の影をみることができよう。

注 (1)・(2)「上杉景勝卿記」所収

(3)「佐竹家旧記」一所収、梅津主馬利忠覚書

(4)・(7)・(8)「秋田藩家蔵文書」十九佐竹義宣文言、慶長六年と推定。

(5) 義宣家譜

(6)「政宗君治家記録引証記」。「徳川実紀」によると、秀忠は慶長六年三月二十七日大納言に昇任した。政宗は、この事を知らず中納言と書いたのである。又実紀は秀忠の江戸帰城を九月とし、「新編常陸国誌」は「慶長見聞記」・「佐竹文書」によって九月下旬帰国の秀忠を、義宣が神奈川まで出迎えに行った、としている。しかし、九月は誤りで、四月である。

(9)「秋田藩家蔵文書」十九 佐竹義宣文書。慶長七年と推定。



- (10) 同右所収、三月二十三日付真壁重幹宛書状
- (11) 「佐竹家旧記」二所収、「古先御戦聞書」は「佐竹国替記」と大同小異の書である。
- (12) 「秋田藩採集」文書十一所収、慶長七年四月二十八日田中隆定送金注文、同慶長七年六月九日田中隆定書状
- (13) 「当代記」。五月八日申渡は義宣家譜による。「国典類抄」軍部二には七日とある。(注(18)参照)「義演准后日記」五月二十一日の条には、伝聞として佐竹改易のこと、伏見辺いささか物騒との噂を記している。
- (14) 義宣家譜、また十二日に江戸から国替の通告があったとの説(創業記・慶長見聞書)もあるが、これは疑わしい。
- (15)・(23)「秋田藩採集文書」十四
- (16)・(19)・(22)「秋田藩家蔵文書」十九佐竹義宣文書
- (17)「政宗君治家記録引証記」
- (18)「時慶卿記」には五月十八日に佐竹国替の記事がある。「義演准后日記」には五月二十一日にその記事がある。国替申渡しの日については江戸時代の史書に、五月七日、五月八日、五月十六日など異説があり、秋田藩の義宣家譜(八日説)、「国典類抄」(七日説)も異なる。幕府官撰の「朝野旧聞哀藁」も詳細なことはわからない。いま、国替処分申渡しは義宣家譜の八日説を採り、十八日などは新領地が秋田と決定の日とすることもできる。その他、諸書の適宜と思われる所を参照する。
- (20)「佐竹国替記」、「佐竹家旧記」二所収「古先御戦聞書」。ただし一ヵ月近くかかったというのは疑わしい。
- (21)「佐竹家譜」
- (24) 以下田中隆定書状は(12)に同じ
- (25) 以下、「義宣家譜」・「慶長見聞書」・「家忠日記追加」・「寛永諸家系図

伝」など

- (26) 「続常陸遺文」二所収。「賜蘆文庫文書」二十八所収鹿島文書三
- (27) 「鹿島神社文書」
- (28) (12) に同じ、七月五日、田中隆定書状、石井修理亮等宛。
- (29) 義宣の家臣梅津政景の日記に、元和五年五月二十六日秋田から北国  
路經由京都へ向かう途中、加賀大聖寺と越前北庄の間で座頭と会って、  
秋田入部の当時の事などを物語った、とある。これを北国經由説の一  
証とすることもできようが、その座頭が秋田滞在中のことかもしれない  
から立証力は弱い。また車丹波事件の急報が伏見に届いたので、家  
康は義宣の予定を変更させ、北国經由を命じたかもしれないとの推測  
もできようが、何も支証はない。そこで他に確かな証拠が出ないかぎ  
り、根本史料による東海道説を採っておく。
- (30) 「梅津政景日記」元和三年二月十四日の条、及び「秋田藩採集文書」  
十七所収 元和三年二月十四日根本若狭銀子請取状。「義宣家譜」・「寛  
政重修諸家譜」などは、九月十七日と記す。
- (31) 「佐竹家旧記」二所収古先御戦聞書。秋田藩採集文書十一所収慶長七  
年六月十二日石井修理亮宛渋江堅高書状。秋田時代の事は梅津政景日  
記による。
- (32) 「秋田藩採集文書」十一所収、慶長七年と推定。
- (33) 「佐竹氏総系図」・「陪臣系図」などによる。
- (34) 「義宣家譜」所収、慶長七年六月二十日義宣書状
- (35) 「秋田県秋田市神社明細帳」(秋田県庁所蔵)
- (36) 慶安二年正月七日岡崎市左衛門書上(秋田県庁所蔵)
- (37) 「栗野塗の由来」
- (38) 「能代市史」第三輯、秋田県史民俗工芸編。同市に春慶塗の石岡家の  
文書が伝存している。